

## 新潟市通勤機会縮減等支援事業 よくある質問

### 【利用について】

Q. G o t oトラベルや県民割、市民割と併用はできますか。

A. 本事業は、通勤機会の縮減やテレワークを促進するものなので、観光需要を促すG o t oトラベルや県民割、市民割との併用はできません。

Q. 複数名で1室の利用はできますか。

A. 通勤機会を減らす、接触を減らすテレワークを趣旨にしているため、できません。1名1室利用のみ助成対象としています。

Q. フリーランスや個人事業主でも利用できますか。

A. ホテルの利用により通勤機会が縮減されるのであれば、フリーランスや個人事業主の方でも利用できます。

Q. 東京から役員が来る際や、関連会社の社員が来る際、顧客が県外から来る際に使用してよいですか。

A. できません。

助成券が使用できるのは、登録した事業所の従業員であることが条件です。

登録企業の親・子会社、関連会社の従業員も使用できません。

顧客に譲渡することもできません。

Q. 名刺や社員証がない場合は、どうしたら良いですか。

A. 事業所から従業員である旨を一筆書いてもらい（様式は任意です）、ホテルでの受付の際に提示してください。

Q. 令和2年度の助成券を令和3年度に使用できますか。

A. できません。

令和3年度に発券を受けた助成券を使用してください。